

# 第30期事業報告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

## I. 事業概要

第30期(平成27年度)においては、引続き事業内容の充実に注力した運営を展開して参りました。

調査研究事業のうち、自主研究においては、大学教授を委員長とする従来型の研究会7件(うち前期からの継続研究5件)に加え、実務家を中心としたメンバー構成で信託実務に資する研究会を3件運営し、合計10件を実施しました。一方で、委託研究については、今期に新規で実施したものではありませんでした。

助成事業では、引続き信託及びそれに関連する金融・経済についての調査・研究について公募したところ、幅広い分野からの研究者を始め多くの方に応募頂き、結果としては、11件、8.2百万円の助成を決定することができました。また、前期に続き第3回学生懸賞論文を実施した他、外国人留学生向け奨学金事業では3名の外国人留学生に奨学金を支給しました。

セミナー・寄付講座等その他事業では、大学への寄附講座を継続して実施すると共に、高齢者の財産管理や相続に関する一般市民向け公開セミナーを実施しました。

なお、内部管理面においては、マイナンバー制度導入に伴う規程類の整備を行った他、引続き研究会及び助成案件の管理態勢を定着させる等、一層の体制整備を実施しました。

今後も公益財団法人として、適切な運営態勢を維持し、社会の発展に貢献する事業活動に注力して参ります。

## II. 事業内容

### 1. 調査研究事業

#### (1) 自主研究

我が国及び海外における信託制度を中心とした従来型の研究会に加え、実務家中心の研究会も機動的に実施しました。カッコ内は各研究会の委員長名(平成28年3月末日現在)。

<研究会件数:全10件>

- ① 中国信託法制に関する研究 (神田秀樹 東京大学教授)
  - ・ 中国の信託法・信託実務に関する日中比較を通じた論点の研究 (平成27年10月終了)
- ② 信託規制法に関する研究 (神田秀樹 東京大学教授)
  - ・ 信託に関する業規制についてその法的課題や実務上の課題を研究

- ③ 金融取引と課税に関する研究（第4期） （中里実 東京大学教授）
  - ・ 信託に関わる課税を含めた金融取引と課税全般に関する研究（平成27年7月終了）
- ④ 信託・財産管理運用制度における受託者・管理者の責務及び権限に関する研究 （木南敦 京都大学教授）
  - ・ 関西地区の研究者を中心とした財産管理運用の類似制度や外国法制との比較研究
- ⑤ アメリカ信託法第3次リステイトメントに関する研究 （樋口範雄 東京大学教授）
  - ・ 2012年に完成したアメリカ信託法第3次リステイトメントの翻訳と日米比較を通じた論点の研究
- ⑥ 遺言執行の理論と実態に関する研究 （道垣内弘人 東京大学教授）
  - ・ 遺言執行制度における各国法（英米独仏）の実態調査と日本法との比較研究
- ⑦ 家族信託の実務把握と課題の整理に関する研究 （片岡雅 三井住友信託銀行法務部主管）
  - ・ 家族信託の事態把握と実務・運営面における課題抽出および解決策の検討
- ⑧ 限定責任信託に関する研究 （田中和明 三井住友信託銀行法務部主管）
  - ・ 限定責任信託における理論的研究と実務上の有効活用の解明

（平成27年11月終了）
- ⑨ 金融取引と課税に関する研究（第5期） （中里実 東京大学教授）
  - ・ 信託に関わる課税を含めた金融取引と課税全般に関する研究
- ⑩ 新しい類型の信託の理論と実務に関する研究 （田中和明 三井住友信託銀行法務部主管）
  - ・ 改正信託法で導入された新しい類型の信託に関する研究

うち⑦、⑧、⑨、⑩は今年度の新設案件。

## (2) 研究成果

- ① 信託の理念と活用 （研究叢書 平成27年5月公表）
  - ・ 道垣内弘人東京大学教授を委員長として実施した信託法の理論と運用に関する研究（平成23年～平成25年実施）の成果を当財団の研究叢書としてまとめたもの。
- ② 激流アジアマネー （商業出版 平成27年6月出版）
  - ・ 平成25年度の委託研究「アジアのマネーフロー」（委託先：日本経済研究センター）の成果を商業出版物（日本経済新聞出版社）として纏め、発行したもの。
- ③ 限定責任信託のすすめ （雑誌掲載 平成27年9月）  
 限定責任信託の今後の展開 （雑誌掲載 平成28年3月）
  - ・ 田中和明三井住友信託銀行法務部主管を委員長として実施した限定責任信託に関する研究（平成27年実施）の成果論文を専門雑誌「信託フォーラム」（日本加除出版）に掲載したもの。

## 2. 助成事業等

### (1) 公募助成等

公募助成については、信託制度および金融・経済全般に関する、より今日のかつ社会

的な課題の解決に資するテーマへの研究や活動に幅広く助成することに注力し、計 10 案件につき助成を決定致しました。また、公募期間外に相談のあった「米国ミズーリ州における民事信託に関する研究 ～資産承継のための信託活用を中心に」については、財団としても取組むに相応しい案件との判断の下、助成を決定致しました。

<助成件数：全 11 件、助成金額合計：8,200 千円（前期比▲2,250 千円）>

- ① 企業と社会フォーラム国際ジョイント・カンファレンス 2015（兼第 5 回年次大会）
  - ・ 「企業家精神とサステナブル・イノベーション」をテーマとした国際カンファレンスの開催
- ② グリーン経済社会構築に向けて ―環境金融拡大のためのニーズとシーズの融合
  - ・ ESG 投資や環境金融の拡大促進をテーマとしたシンポジウムの開催
- ③ 華東政法大学における日本信託法制の理論と実務に関する特別講義の実践
  - ・ 華東政法大学での「日本信託法制の理論と実務」に関する特別講座の実施
- ④ 日本ファンドレイジング協会主催「ファンドレイジング・日本 2016」に対する助成
  - ・ 寄付文化普及を目指す NPO 法人（日本ファンドレイジング協会）のセッション開催
- ⑤ 諸外国における林業および森林ファンドに関する研究
  - ・ 諸外国の林業及び森林ファンドの運営状況並びに日本における林業の活性化及び森林ファンド組成推進に関する調査・研究
- ⑥ Special Needs Trust のわが国への導入可能性
  - ・ 諸外国における SpecialNeedsTrust の状況把握と日本への制度導入に関する研究
- ⑦ 自然資本の維持・保全における信託、金融を構成要素とする経済的手法の活用可能性の検討
  - ・ 自然資本における維持・保全・持続可能な利用促進に向けた経済的評価の研究
- ⑧ CSR 関連法整備が進むアジア 3 カ国における信託制度を活用した日本企業と NGO 連携の実現可能性調査
  - ・ インド・インドネシア・フィリピンにおける信託制度を活用した日本企業への CSR 活動支援に関する研究
- ⑨ 機関投資家のガバナンス：機関投資家と資金委託者の問題
  - ・ プリンシパル・エージェント理論による機関投資家におけるガバナンス体制の考察
- ⑩ 信託法・制度の経済分析
  - ・ ミクロ経済学における契約理論的アプローチによる信託法・制度・機能の経済分析
- ⑪ 米国ミズーリ州における民事信託に関する研究 ～資産承継のための信託活用を中心に
  - ・ 資産承継のための信託活用に関する研究

※①～⑩：公募助成案件、⑪：非公募の助成案件

<助成案件の研究成果について>

自然資本入門（商業出版 平成 27 年 9 月出版）

- ・ 平成 24 年度の助成案件「自然資本の経済的評価の方策に関する研究」の研究成果を商業出版物（NTT 出版）として纏め、発行したものを。

(2) 第3回学生懸賞論文の実施

前期に続き「第3回学生懸賞論文」を実施し、多くの学生のみなさんから応募いただきました。

- ・ テーマ～「夢と希望ある社会の創造に向けた金融機関の役割」
- ・ 平成27年4月募集開始、同年12月募集締切。30件の応募があり、内1等1作品、2等1作品を表彰。

(3) 外国人留学生向け奨学金制度の実施

前期に決定した支給対象者3名に対し、奨学金を支給しました。

また、平成28年度の支給対象者について募集・選考活動を実施し、指定校4校中2校からの応募があり、対象者2名を決定しました。

**3. セミナー・寄付講座等その他事業**

大学への寄付講座（2件）は前期より継続して実施しました。また、中央大学とタイアップして、広く一般の方を対象としたセミナーをプロモートし、「賢い守り方・賢い遣し方～長寿化社会の財産管理・相続～」と題して、超高齢社会における重要な課題をテーマとしたことで、多くの方にご参集いただくことができました。

(1) 中央大学法学部に「信託法」寄付講座の設置

(2) 早稲田大学大学院ファイナンス研究科「家族信託の最新動向」寄付講座の設置

(3) 中央大学主催公開セミナー「賢い守り方・賢い遣し方～長寿化社会の財産管理・相続～」開催（上記(1)の中央大学法学部への寄付講座の一環として実施したもので、当財団は企画・運営面で全面的に協力）

(4) 信託の理論と実務入門（商業出版 平成28年1月出版）

- ・ 田中和明三井住友信託銀行法務部主管及び田村直史同プライベートバンキング部調査役共著、財団編の「信託」についての入門書を日本加除出版より商業出版したものの。

以 上

## 附属明細書

第 30 期事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第 34 条第 3 項にて規定される「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、附属明細書は作成しません。

以 上